

秋田県公報

目次

ページ

告示	
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部改正(三二六・財政課)	1
救急病院の認定(三一七・医務薬事課)	1
特定鳥獣保護管理計画の策定(三一八・自然保護課)	2
鳥獣保護事業計画の変更(三一九・自然保護課)	2
地籍調査の成果の認証(三二〇・農山村振興課)	2
大規模小売店舗の新設に関する届出(三二一・商工業振興課)	2
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(三二二、三二三・商工業振興課)	3
大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(三二四・三二五・商工業振興課)	5
争議行為の予告(三二六・労働政策課)	6
秋田県土地利用基本計画の一部変更(三二七・建設管理課)	7
建設業の許可の取消し(三二八・建設管理課)	7
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(三二九・都市計画課)	7
道路区域の変更及び供用開始(三三〇、三三一・道路課)	7
道路の供用開始(三三一・道路課)	8
急傾斜地崩壊危険区域の指定(三三三・河川砂防課)	9
都市計画事業の事業計画の変更の認可(三三四・仙北地域振興局建設部)	9
開発行為に関する工事の完了(三三五・平鹿地域振興局建設部)	9
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)	10
国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域の変更(港湾空港課)	10
県営土地改良事業計画の決定(仙北地域振興局農林部)	10

土地改良事業工事の完了の届出(雄勝地域振興局農林部)

教育委員会告示

教育委員会会議の開催(九・教育庁総務課)

選挙管理委員会告示

公職選挙執行規程の一部を改正する規程(二八)

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(二九)

各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(三〇)

警察本部告示

個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定(二七・組織犯罪対策課)

収用委員会告示

秋田県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則(一)

内水面漁場管理委員会告示

第五種共同漁業権に係る増殖量(一、二)

内水面漁場管理委員会指示

ブラックバス等外来魚の再放流の禁止(二)

告示

秋田県告示第三百十六号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定に基づき、告示する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

第三条第二号中「静岡市」の次に「、堺市」を加える。

附則

この規約は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県告示第三百十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 限
藤原記念病院	潟上市天王字上江川四十七番地	平成二十年十月二日

秋田県告示第三百十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第一項の規定により、次のとおり秋田県二ホンザル保護管理計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第四条第四項の規定に基づき、公表する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

（「次のとおり」は、省略し、生活環境文化庁自然保護課及び各地域振興局農林部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第三百十九号

第九次鳥獣保護事業計画を次のとおり変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四条第四項の規定に基づき、公表する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

（「次のとおり」は、省略し、生活環境文化庁自然保護課及び各地域振興局農林部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第三百二十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 調査を行った者の名称
鹿角市
- 二 成果の名称
鹿角市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
- 三 鹿角市大字八幡平の一部

- (四) 実施年度及び認証面積
平成十六年度及び平成十七年度
四・八一平方キロメートル
認証年月日
平成十八年三月二十四日
- (二) 調査を行った者の名称
大仙市
- (一) 成果の名称
大仙市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
大仙市太田町川口・太田町東今泉・太田町横沢の各一部
実施年度及び認証面積
平成十六年度及び平成十七年度
二・二七平方キロメートル
認証年月日
平成十八年三月二十四日
- (三) 調査を行った者の名称
鹿角市
- (二) 成果の名称
鹿角市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
鹿角市大字八幡平の一部
実施年度及び認証面積
平成十六年度及び平成十七年度
〇・七八平方キロメートル
認証年月日
平成十八年三月二十四日
- (五) 秋田県告示第三百二十一号

秋田県告示第三百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
よねや商事株式会社 代表取締役 佐々木 隆 一
横手市鍛冶町四番二号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーマーケットよねや富士見町店
大仙市富士見町二百十三外
- (三) 小売業を行う者の名称及び住所
よねや商事株式会社 代表取締役 佐々木 隆 一
横手市鍛冶町四番二号
- (四) 大規模小売店舗の新設をする日
平成十八年十一月二十三日
店舗面積の合計
千四百八十九・六二六平方メートル
- (五) 駐車場の収容台数
七十台
- (六) 駐輪場の収容台数
五十台
- (七) 荷さばき施設の面積
四百八十八・五八三平方メートル
- (八) 廃棄物等の保管施設の容量
二十九・七六立方メートル
- (九) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
よねや商事株式会社
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時四十五分から午後十一時十五分まで
- (十) 駐車場の自動車の出入口の数
四か所
- (十一) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後五時まで

二 届出年月日

平成十八年三月二十二日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
大仙市役所 農林商工部 商工観光課
- (二) 縦覧期間
平成十八年三月三十一日から同年七月三十一日まで
- (三) 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- (四) 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見書を述べる者の氏名及び住所
- (五) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由

秋田県告示第三百二十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八條第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社マイカル 代表取締役 西岡明賜
大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番三十号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
横手サテイ
横手市安田字向田百九十七外
- (三) 変更した事項
ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 管財人 岡田元也
変更後 代表取締役 西岡明賜
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 管財人 岡田元也

- (四) 変更後 代表取締役 西岡 明 賜
変更の年月日
平成十八年一月一日
- (五) 変更する理由
代表者の変更のため

二 届出年月日

平成十八年三月十七日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

横手市役所 産業經濟部 商工労働課

(二) 縦覧期間

平成十八年三月三十一日から同年七月三十一日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第三百二十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田 悦 生

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ東北株式会社
代表取締役 反田 悦 生

(三) 横手市十文字町佐賀会字上沖田二百七十一 二外
変更する事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前 十文字ショッピングセンター

イ 変更後 イオンタウン十文字南

(2) 大規模小売店舗の所在地

ア 変更前 平鹿郡十文字町佐賀会字上沖田二百七十一 二外

イ 変更後 横手市十文字町佐賀会字上沖田二百七十一 二外

(3) 大規模小売店舗の設置者

ア 変更前
マックスバリュ東北株式会社

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

代表取締役 反田 悦 生

イ 変更後

マックスバリュ東北株式会社

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

代表取締役 反田 悦 生

青山商事株式会社

広島県福山市王子町一丁目三番五号

代表取締役 青 山 理

ホームマック株式会社

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番四十一号

代表取締役 柴 田 憲 次

大和情報サービス株式会社

東京都台東区上野七丁目十四番四号

代表取締役 坂 倉 正 宏

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者

ア 変更前

マックスバリュ東北株式会社

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

代表取締役 反田 悦 生

イ 変更後

マックスバリュ東北株式会社

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

代表取締役 反田 悦 生

- 青山商事株式会社
 広島県福山市王子町一丁目三番五号
 代表取締役 青山 理
 ホーマック株式会社
 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番四十一号
 代表取締役 柴田 憲次
 株式会社西松屋チエーン
 兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六番一号
 代表取締役 大村 禎史
 株式会社ツルハ
 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十四号
 代表取締役 鶴羽 樹
- (四) 変更の年月日
 (1) 大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗の設置者及び大規模小売店舗において小売業を行う者
 平成十八年四月二十七日
 (2) 大規模小売店舗の所在地
 平成十七年十月一日
- (五) 変更する理由
 (1) 大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗の設置者及び大規模小売店舗において小売業を行う者
 事業計画の変更に伴い建物設置者及び小売業者を追加するため
 (2) 大規模小売店舗の所在地
 市町村合併に伴う住居表示の変更のため
- 二 届出年月日
 平成十八年三月二十三日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
 (一) 縦覧場所
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
 横手市役所 産業経済部 商工労働課
 (二) 縦覧期間
 平成十八年三月三十一日から同年七月三十一日まで
- 四 意見書の提出先
 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
 (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第三百二十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 届出事項の概要
 (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
 株式会社サンデー 代表取締役 和田 正徳
 青森県八戸市根城六丁目二十二番十号
 (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 サンデー花輪店
 鹿角市花輪字蒼前平六十二番地二
 (三) 変更しようとする事項
 駐車場の自動車の出入口の位置
 国道二百八十二号沿いにある店舗駐車場南側の出入口の位置を現況よりも南側に約十メートル移動するもの
 (四) 変更する年月日
 平成十八年三月二十一日
 (五) 変更する理由
 来客の利便性向上を図るため
- 二 届出年月日
 平成十八年三月二十日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
 (一) 縦覧場所
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
 鹿角市役所 産業建設部 観光商工課
 (二) 縦覧期間

- 四 意見書の提出先
平成十八年三月三十一日から同年七月三十一日まで
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見書を述べる者の氏名及び住所
意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由

秋田県告示第三百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
青山商事株式会社 代表取締役 青山理
広島県福山市王子町一丁目三番五号
ホーマック株式会社 代表取締役 柴田憲次
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番四十一号
大和情報サービス株式会社 代表取締役 坂倉正宏
東京都台東区上野七丁目十四番四号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン十文字南
横手市十文字町佐賀会字上沖田二百七十一 二外
- (三) 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前
株式会社ツルハ
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時

- イ 変更後
青山商事株式会社
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時
株式会社ツルハ
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
青山商事株式会社
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時

- (四) 変更する年月日
平成十八年四月二十七日

- (五) 変更する理由
来客の利便性向上を図るため

二 届出年月日

平成十八年三月二十三日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

横手市役所 産業経済部 商工労働課

(二) 縦覧期間

平成十八年三月三十一日から同年七月三十一日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

意見書を述べる者の氏名及び住所

意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三)(二)(一) 意見を述べる理由

秋田県告示第三百二十六号

平成十八年三月二十二日鷹巣病院労働組合執行委員長松坂金治から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

一 事件

(二)(一) 賃金及び一時金に関する事。

労働条件の改善に関する事。

(三) その他

二 日時
平成十八年四月五日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

三 場所
北秋田市綴子字釜堤脇十二番地
鷹巣病院

四 概要
救急外来患者及び入院患者のための保安要員を除くすべての組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第三百二十七号

秋田県土地利用基本計画(昭和五十五年秋田県告示第九百六十二号)の一部を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九條第十四項において準用する同条第十三項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県土地利用基本計画(中農業地域(秋田市に係る部分に限る。))及び森林地域(鹿角市、由利本荘市、にかほ市、山本郡三種町及び雄勝郡羽後町に係る部分に限る。))を別図のとおり変更する。

(「別図のとおり」は、省略し、関係図面を建設交通部建設管理課並びに係る市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百二十八号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九條第一項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第二十九條の五第一項の規定に基づき、公告する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

一 処分をした年月日
平成十八年三月十七日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社フジ通商

山本郡山本町志戸橋字割道百七十番地

代表取締役 近藤 志摩子

秋田県知事許可(般一四)三〇一四六

三 処分の内容

建設業のすべての許可の取消し

四 処分の原因となつた事実
株式会社フジ通商の使用人が強要の罪で秋田地方裁判所から懲役一年二月に処する判決を受け、当該判決が確定した。
このことが、建設業法第二十九條第一項第二号に該当する。

秋田県告示第三百二十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十條第一項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の事業計画の変更を許可したので、同条第三項において準用する同法第九條第三項の規定に基づき、公告する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

一 土地区画整理事業の名称

横手市中田地区土地区画整理事業

二 施行者の名称

イオン株式会社 代表取締役 岡田元也

三 施行地区

横手市婦気大堤字中田及び字田久保下の各一部

四 事務所の所在地

湯沢市字下仁井田二十一番地二 株式会社ウヌマ地域総研湯沢支社内

五 施行認可の年月日

平成十年三月十日

六 事業施行期間

平成十年三月十日から平成十八年三月三十一日まで

七 変更の内容

事業施行期間の変更(変更後の事業施行期間 平成十年三月十日から平成二十年三月三十一日まで)

八 変更認可の年月日

平成十八年三月二十二日

秋田県告示第三百三十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八條の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	新	旧	百五号			一六・八〇～二四・四〇	〇・二〇四
						一六・四〇～一七・〇〇	〇・二〇四

二 供用開始の期日 平成十八年三月三十一日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年三月三十一日から四月十三日まで

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県道	新	旧	金光寺能代線			八・〇〇～二二・〇〇	〇・二二五
						七・〇〇～二二・〇〇	〇・二二五

二 供用開始の期日 平成十八年三月三十一日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年三月三十一日から四月十三日まで

秋田県告示第三百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十八年三月三十一日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第三百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
県道	十二所花輪大湯線		

二 供用開始の期日 平成十八年三月三十一日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年三月三十一日から四月十三日まで

秋田県告示第三百三十三号
 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第
 三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
 平成十八年三月三十一日
 秋田県知事 寺田典城

区域名	区	
	都市 町村 大字 字	地 番
大袋	大仙市協和船岡字合貝	九八番の一部（次の図に示す部分に限る。）
	大仙市協和船岡字大袋	一番一の一部（次の図に示す部分に限る。）、一番一七の一部（次の図に示す部分に限る。）、一番一八の一部（次の図に示す部分に限る。）、一番一九の一部（次の図に示す部分に限る。）、一番七六の一部（次の図に示す部分に限る。）、一番七七の一部（次の図に示す部分に限る。）、一番七八の一部（次の図に示す部分に限る。）、一番八二の一部（次の図に示す部分に限る。）、一番八三の一部（次の図に示す部分に限る。）、一番八四の一部（次の図に示す部分に限る。）、一番八七の一部（次の図に示す部分に限る。）、一番八八の一部（次の図に示す部分に限る。）、一番八九の一部（次の図に示す部分に限る。）、一番九一の一部（次の図に示す部分に限る。）
	大仙市協和船岡字蟬ヶ森	二番一の一部（次の図に示す部分に限る。）、二番三、二番四の一部（次の図に示す部分に限る。）、二番五の一

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

部（次の図に示す部分に限る。）、二番七の一部（次の図に示す部分に限る。）、三番の一部（次の図に示す部分に限る。）

秋田県告示第三百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 施行者の名称 大仙市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 西仙北都市計画下水道事業 大仙市公共下水道（刈和野処理区）
- 三 事業施行期間 平成五年十二月二十四日から平成二十四年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - (一) 収用の部分

平成五年秋田県告示第八百五十八号及び平成十一年秋田県告示第七百十九号の事業地に、大仙市刈和野字大佐沢、字持ヶ沢、字阿弥陀沢及び字竹花を追加し、字浮島、字根添、字上ノ谷、字山堂ヶ沢、字上ノ台荒屋敷、字湯田、字北ノ沢島、字小野、字天神前、字北ノ沢、字山北ノ沢、字樋渡、字沼田、字川原田、字一里塚東、字愛宕下、字三枚橋街道西、字三枚橋小中島及び字刈和野地内において事業地を変更する。
 - (二) 使用の部分
なし

秋田県告示第三百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十七年九月三十日付け指令平建 五百三十六 四で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

公 告

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横手市南町二十 十二
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
三ノル工業株式会社 代表取締役 神 谷 俊 彦
横手市杉目字二太子下百八十八番、百八十九番、百九十番及び百九十一番

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日
平成十八年三月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人共生センターとつと工房
代表者の氏名
若 松 吉 治
- 三 主たる事務所の所在地
秋田県大館市比内町達子字前田野十四番地四
- 四 定款に記載された目的
この法人は、地域に在住する障害者に対して自立支援、就労支援等の機能を充実・強化するため障害者自立支援法に基づきサービスを提供する事業及び地域住民と共に住みよい環境づくりに関する活動や交流する機会をとおして、社会参加、福祉の向上に寄与することを目的とする。

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第三十七条の規定による国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域を変更したので、次のとおり公告する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 制限区域を変更した港湾の名称
秋田港

- 二 制限区域に含まれる水域
次の図のとおり。
 - 三 制限区域を変更した年月日
平成十八年三月三十一日
- （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部港湾空港課及び秋田港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。）

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の者から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 大仙市太田町国見字石縄手四十三番地一藤澤将利ほか二十一人
（一）縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（国見地区担い手育成基盤整備事業（高度利用型））計画書の写し
（三）(二) 縦覧期間 平成十八年四月三日から同月二十八日まで
縦覧場所 大仙市役所
- 二 仙北郡美郷町本堂城回字後町九十八番地星山正美ほか十九人
（一）縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（本堂城回地区担い手育成基盤整備事業（区画整理型））計画書の写し
（三）(二) 縦覧期間 平成十八年四月三日から同月二十八日まで
縦覧場所 大仙市役所及び美郷町役場
- 三 大仙市神宮寺字神宮寺三百八番地高橋新亮ほか十七人
（一）縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（松倉地区かんがい排水事業）計画書の写し
（三）(二) 縦覧期間 平成十八年四月三日から同月二十八日まで
縦覧場所 大仙市役所

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定により、湯沢市から土地改良事業（瀬野ヶ沢地区単小規模土地改良事業）に係る工事が平成十八年三月十五日完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第九号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十八年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 鈴木長男

一 日時 平成十八年四月五日 午後四時

二 場所 教育委員会委員室

三 案件

(一) 平成十八年度秋田県教科用図書選定審議会委員の任命

(二) 県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則案

(三) その他

選挙管理委員会告示

秋選管告示第二十八号

公職選挙法執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

公職選挙法執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法執行規程(昭和三十四年秋選管告示第一号)の一部を、次のように改正する。

別表第一中

リハビリテーション
岳温泉病院

山本郡山本町森岳字木戸沢百九十九番地

を

リハビリテーション
岳温泉病院

山本郡三種町森岳字木戸沢百九十九番地

に

改める。
別表第二中

特別養護老人ホーム
望苑

山本郡琴丘町鹿渡字町後二百五十一番地

を

特別養護老人ホーム
望苑

山本郡三種町鹿渡字町後二百五十一番地

に

社会福祉法人二ツ井ふ
くし会特別養護老人ホ
ームよねしろ

山本郡二ツ井町字下野家後百四十五番地

を

社会福祉法人二ツ井ふ
くし会特別養護老人ホ
ームよねしろ

能代市二ツ井町字下野家後百四十五番地

に

社会福祉法人二ツ井ふ
くし会ケアハウスきみ
まち

山本郡二ツ井町字下野家後百四十五番地

を

社会福祉法人二ツ井ふ
くし会ケアハウスきみ
まち

能代市二ツ井町字下野家後百四十五番地

に

社会福祉法人八竜山本
ふくし会特別養護老人
ホーム美幸苑

山本郡八竜町鶴川字西本田八十二番地一

を

社会福祉法人八竜山本
ふくし会特別養護老人
ホーム美幸苑

山本郡三種町鶴川字西本田八十二番地一

に

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

秋選管告示第二十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、

次のとおりである。

平成十八年三月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五十分の一の数 一九、一七八
三分の一の数 二二六、四八〇

秋選管告示第三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつてはその超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十八年三月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	八五、〇〇〇
能代市	一四、五九七
横手市	一〇、八六五
大館市	一七、九四二
本荘市	一一、一八七
男鹿市	八、二五八
湯沢市	九、二九〇
大曲市	一〇、六一九
鹿角市鹿角郡	一一、三九八
北秋田郡	一七、七三五
山本郡	一三、一三〇
南秋田郡	一九、七七九
河辺郡	五、一七六
由利郡	二〇、六二三
仙北郡	三二、四六二
平鹿郡	一八、二二八
雄勝郡	一一、三四三

警 察 本 部 告 示

秋田県警察本部告示第27号

秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）第4条第2項に規定する県が出資する法人のうち秋田県警察本部長が定めるものについて、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成13年秋田県規則第4号）第2条の規定に基づき、次のとおり指示し、平成18年4月1日から施行する。
平成18年3月31日

秋田県警察本部長 杉 淵 智 行

法人の名称
財団法人豊力団塊産秋田県民会

収 用 委 員 会 告 示

秋田県収用委員会告示第一号

秋田県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十八年三月三十一日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

秋田県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

秋田県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十三年秋田県収用委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を削り、第四条を第二条とし、第五条から第八条までを二条ずつ繰り上げる。

第九条第二項中、「第四条第一項第一号」を、「第二条第一項第一号」に改め、同条を第七条とし、第十条を第八条とする。

第十一条及び第十二条を削り、第十三条を第九条とする。
第十四条を削り、本則に次の一条を加える。

（補則）

第十条 条例及びこの規則に定めるもののほか、委員会が取り扱う個人情報の保護に
関し必要な事項は、委員会が別に定める。

様式第一号から様式第四号までを削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

内水面漁場管理委員会告示

秋田県内水面漁場管理委員会告示第一号

内水面における増殖事業の推進を図るため、平成十八年度の第五種共同漁業権魚種に係る増殖量について、次のとおり定めたので、公告する。

平成十八年三月三十一日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 伊 藤 彊

漁業協同組合	免許番号	魚 種																			
		あ kg	ゆ 千尾	いわ 千尾	な 千尾	やま 千尾	め kg	こ kg	い kg	ふ kg	な kg	や kg	つ kg	め kg	に 千尾	じ 千尾	ま 千尾	さ 千尾	く 千尾	ら 千尾	ま 千尾
雄勝漁業協同組合	内共 1号	400	17	102																	3
皆瀬川筋漁業協同組合	内共 2.3号	500	50	50	50	150	25														3
成瀬川漁業協同組合	内共 4号	160	30	45	40	15															3
雄物川上流漁業協同組合	内共 5号	230	3	10	210	10	50														3
県南漁業協同組合	内共 6号	300	3	3	750	25	150														3
横手川漁業協同組合	内共 7号	200	10	10	380	10	150														3
仙北漁業協同組合	内共 8号	80	10	22	1,000	25															7
仙北中央漁業協同組合	内共 9号	70	5	23	250	50	100														5
北仙漁業協同組合	内共 10号	1,680	45	65	220	25	100														3
仙北西部漁業協同組合	内共 11号	300	10	10	340	145	200														3
岩見川漁業協同組合	内共 12号	850	20	150	370	25	150														3
鹿角市河川漁業協同組合	内共 13号	150	50	5																	3
比内町漁業協同組合	内共 14号	160	60	60	50	25	25														5
小坂町漁業協同組合	内共 15号		5	5																	1
大館市漁業協同組合	内共 16号	110	15	10	200	10	50														4
田代町漁業協同組合	内共 17号	300	15	15	50	50	50														3
鷹巣町漁業協同組合	内共 18号	210	10	10	50	5															2
阿仁川漁業協同組合	内共 19号	500	25	25	50	5	250	1	100												3
萩形ダム漁業協同組合	内共20.21号	80	8	10	90	15															3
粕毛漁業協同組合	内共 22号	400	20	40	140	10															3
能代市常盤川漁業協同組合	内共 23号	50	5	12			50														1
子吉川水系漁業協同組合	内共24.25号	890	20	30	1,500	50	450														5
八森町真瀬川漁業協同組合	内共 26号	250	20	5																	1
馬場目川漁業協同組合	内共 27号	100	20	5	100																4
田沢湖町漁業協同組合	内共 28号	150	10	5	65	5															1
合 計		8,120	486	727	6,005	530	1,775	6	100												78

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄